

後見支援預金について

山口県信用金庫協会

後見支援預金とは…

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

- 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- 後見支援預金口座における入出金には、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。

成年後見において、後見人による不正（被後見人の預金使い込み）等が社会問題化しています。

現在、一定額の財産を有する被後見人の財産保全について、家庭裁判所は後見制度支援信託の利用を薦めていますが、後見制度支援信託を利用する場合には以下の点に留意する必要があります。

- ・ 取扱い金融機関が限定的で、支店が居住地の近くにある場合がある。
- ・ 最低信託金額が 1,000 万円以上のところが多く、数百万円の預金の保全が図れない。
- ・ 信託報酬などの手数料が発生する。

後見支援預金の特徴

- ① 全ての取引（入出金・解約等）に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ② 普通預金であり、家庭裁判所の指示書に基づき、いくらからでも預入することができます。
また、無利息型もお選びいただけます。
- ③ 普通預金であり、口座管理手数料はかかりません。
- ④ 金利は、定期預金の店頭表示金利を適用いたします。
なお、無利息型にお利息は付きません。
- ⑤ キャッシュカードは発行されません。
- ⑥ 後見人が口座を開設できます。（裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。）

後見支援預金のメリット

- ・ 手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ・ 家庭裁判所が関与することで、「公平性」「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減が図れます。

※後見人が管理している他の生活口座への定期的な自動送金も可能です。

ただし、家庭裁判所の指示書が必要となります。

※被後見人名義の他の預金と合算して 1,000 万円までの元金と利息が預金保険の対象となります。

なお、無利息型は全額保護されます。

（裏面：手続きの流れ）

《後見支援預金 手続きの流れ》

後見開始または、未成年後見人選任の申立てをする



後見人等が後見支援預金利用の申し出をする…①



家庭裁判所が後見支援預金の利用について適否を検討する



後見支援預金に適していると判断された場合

- ・ 預入する金額が決まる
- ・ 定期送金額などを設定する
- ・ 家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出する



＜後見支援預金の作成＞

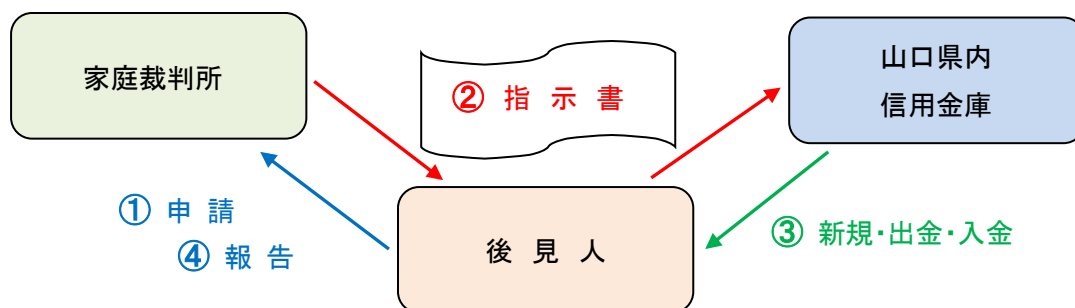
家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合には、後見人に**指示書**が発行されるので、**指示書**を持参して山口県内信用金庫の本支店窓口へ行く…②



山口県内信用金庫の本支店で新規口座を作成する…③
(出金・入金についても指示書に基づく流れと同じ)



後見人が家庭裁判所に作成したことを報告する(口座の写し等を添えて報告)…④



【後見支援預金新規口座開設に必要なもの】

- ☐ 指示書
- ☐ 後見人の身分証明書
- ☐ 登録印鑑
- ☐ 登記事項証明書(原本)
- ☐ 口座開設申込書(本支店にて記入)

山口県内信用金庫本支店の店頭に「商品説明書」をご用意しております。詳しくは、窓口にお問い合わせください。(令和元年10月現在)

萩山口信用金庫/西中国信用金庫/東山口信用金庫